

(1) 歩道

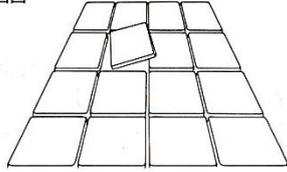
特定施設整備基準	目標となる基準
	規則別表第2の2のアからカまでに定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。
ア 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする こと。	(同 左)
イ 幅員は、200センチメートル以上とする こと。	(同 左)
ウ 段差の切下げ部分の勾配は、100分の8を 超えないこと。	(同 左)
エ 次に掲げる部分の段差は、切り下げること。 (ア) 歩道の巻き込み部分	(同 左)
(イ) 歩道が横断歩道と接する部分	(同 左)
(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分	(同 左)
オ 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。	(同 左)
カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にあっては、他の部分と対比することができる色調及び明度のものとする こと。	(同 左)
	ア 視覚障害者の利用が多い歩道及び公共の交通機関の施設等から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道にあっては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
	イ 視覚障害者の利用が多く、かつ、信号機が設置されている横断歩道には、視覚障害者用信号装置又は交通弱者用押しボタン箱を設けること。
	ウ 立体横断施設を設ける場合にあっては、昇降口には視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、階段及び通路には手すりを設けること。

基準解説

舗装表面の安全性	<p>歩道の凹凸や段差がつかずいたり転倒したりする原因となるため、舗装面の仕上げや、水はけなどに配慮が必要である。このため、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 舗装面 平坦で、濡れても滑りにくい材料を用い、横断勾配は可能な限り下げる。</p> <p>② 水はけ 水たまりのできやすい路面は水はけに努め、必要な場所には透水性のある材料を用いる。</p>	
----------	---	--

歩道の幅員	③ 民地との境界付近 建築物のアプローチが整備されている場合、歩道との平坦性の確保には特に配慮する。	図-1
	④ 排水溝、マンホール等 歩道内に排水溝やマンホールなどを設けるときは、持ち上がりやへこみなどが生じないように、周囲の舗装面と同一レベルで仕上げる。	
段差の切下げ	車いす同士がすれ違える幅として道路構造令で定められた最低幅員である 200 センチメートル以上とされている。	図-2
排水溝の溝ぶたの設置	車いす使用者等の円滑な通行を確保するため、次の点に留意する必要がある。	図-3
	① 段差の切下げ部分の勾配（すりつけ勾配） 段差の切下げ部分の勾配は、100 分の 8（8 パーセント）以下とし勾配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させる。	
	② 平坦部分の確保 信号待ちなどのため、切り下げた部分には車いすが停止できる平坦部分を設ける。	
	③ 水はけ 切下げ部分には水が溜まらないようにし、排水柵の位置は歩行者の通行動線上にならないようにする。	
	④ 歩道と車道の境界段差 歩道と車道の境界の段差は 2 センチメートルを標準とし、角は丸く面を取る。	
視覚障害者誘導用ブロックの色調、明度	排水溝には溝ぶたを設置するものとし、グレーチング等はずえや車いすのキャスターが落ち込まない目の細かいものとする。	図-4
	色調及び明度は、弱視者の利用に配慮し、周囲の歩道の部分と対比することができるものとする。とされており、原則として黄色とする。 なお、視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（日本道路協会）」を参考とする。	

歩道敷石の凹凸



マンホールのふたの持ち上がり

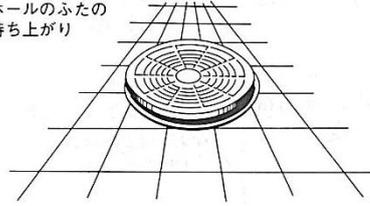
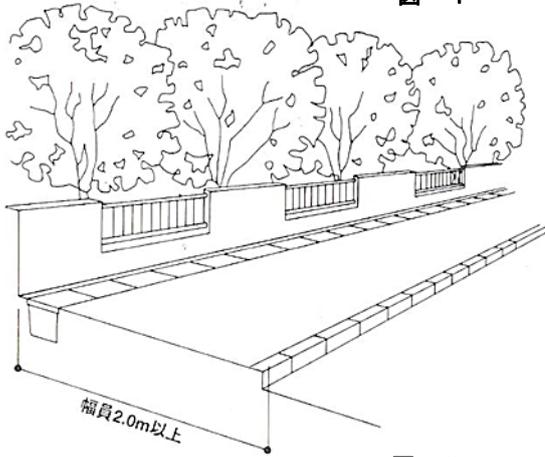


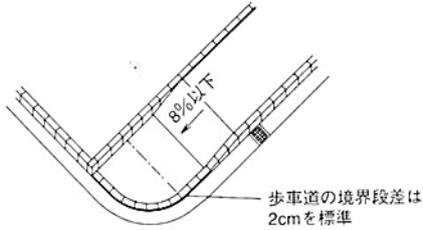
図-1



歩道の幅員確保

図-2

歩道巻き込み部切り下げ



・単路部における横断歩道箇所の切り下げ

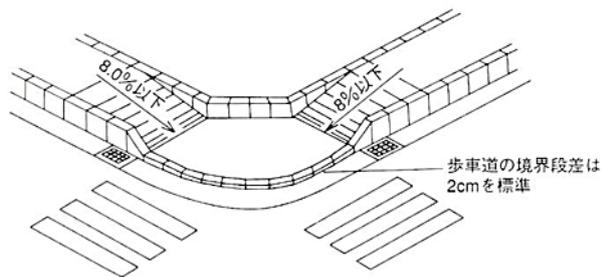
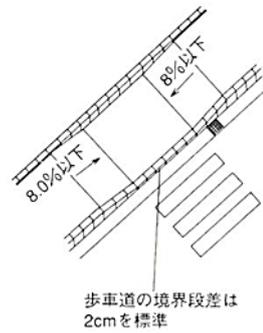
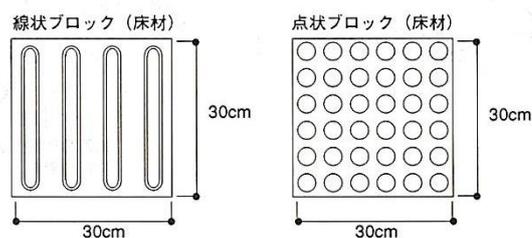


図-3

・ 視覚障害者誘導用ブロック 図-4

- ・ 誘導用ブロックには、線状ブロック（床材）と点状ブロック（床材）の2種類があり、大きさは30cm角を標準とする。
 - 線状ブロック（床材）…………線状の突起を付けた床材で、誘導の方向と線状突起の方向を平行にして連続して敷設する。
 - 点状ブロック（床材）…………点状の突起を付けた床材で、危険個所の前面・方向転換・段差など注意を喚起する場所に敷設する。
- ・ 線状ブロック（床材）は、直線状に配置し、方向転換は原則として直角とする。又方向転換個所には点状ブロック（床材）を使用する。
- ・ 点状ブロック（床材）は、横断歩道手前・バス乗り場など、段差部分や危険な個所などの前面に敷設する。
- ・ 弱視の人の利用を考慮し、誘導用ブロックの色彩・明度を配慮する。



横断歩道部への視覚障害者誘導用ブロックの設置例 (参考)

